

概要版
令和5年2月

熊本城 みどり保存管理計画

Kumamoto Castle Botanical Conservation and Management Plan



熊本城総合事務所



計画策定の背景

現在生じている“みどり”に起因する問題

- ① 樹木が成長し肥大化することで石垣や重要文化財建造物など価値のある文化財を毀損する
- ② 文化財の姿が遠くから見えづらくなっている
- ③ 樹木の老齢化や病気などが原因で倒木や枝折れの危険のある樹木が増えている



本計画において、望ましい“みどりの管理の在り方”について方針を定め、計画に基づく“みどり”的保存・管理を実施していくために、“みどり保存管理計画”を策定することにしました。



計画の目的

本計画の上位計画となる「特別史跡熊本城跡保存活用計画(平成30年3月策定)(以下、「保存活用計画」という。)」において、みどりの保存管理については以下の基本方針が定められています。

<緑の保存管理の基本方針>

- ① 貴重な文化財を後世に引き継ぐことを第一とし、景観や適正な緑の確保にも努め、史跡と緑の調和を図る。
- ② 日常的な点検を充実させ、**遺構の保護、安全の確保、眺望の確保**に配慮した樹木の適切な管理を行う。
- ③ 熊本城における緑の本質的価値を明らかにするため、江戸時代における樹種やその配置などについて絵図・文献史料の調査・研究を行い、管理に活かす。

(「特別史跡熊本城跡保存活用計画」より抜粋)

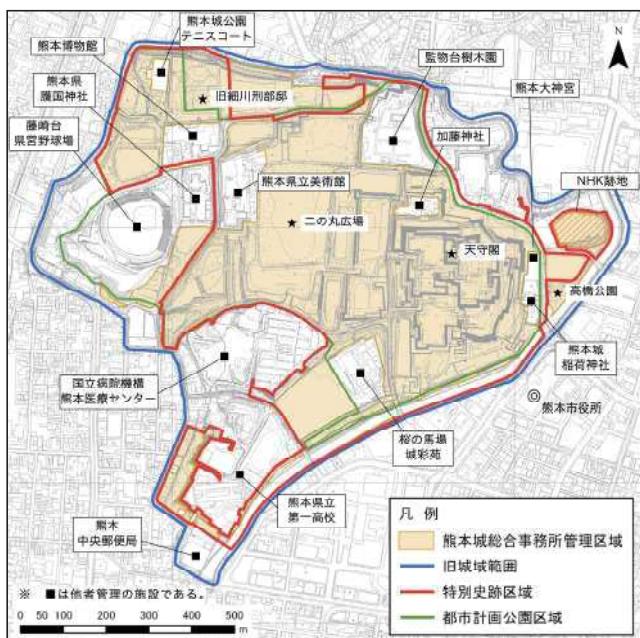


上記の基本方針に沿って、本計画の中で、歴史的な“みどり”的調査・研究成果を整理し、“みどり”に関する保存と管理の具体的な方針を定めます。そして、計画に基づき実施していくことで、熊本城の史跡保存や、良好な歴史景観の形成、来城者の安全・安心の確保に努め、総じて**史跡とみどりの調和のとれた美しい熊本城を守り育んでいくこと**が本計画策定の目的となります。

計画の適用対象範囲

本計画の適用範囲は、熊本城総合事務所が管理する区域としています。

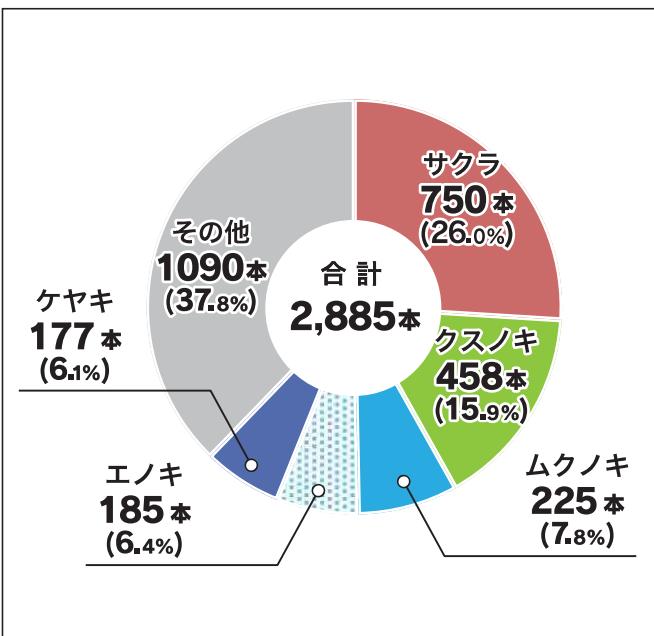
(黄色着色部分)



<計画の適用範囲>

本計画で扱う“みどり”的種類

- | | |
|--------------|----------|
| ■ 高木(樹高3m以上) | ■ 芝生地、草地 |
| ■ 中木、低木 | ■ 希少動植物 |
| ■ 庭園 | ■ 花壇など |



<管理区域内に存在する高木(2,885本, 86樹種)の内訳>

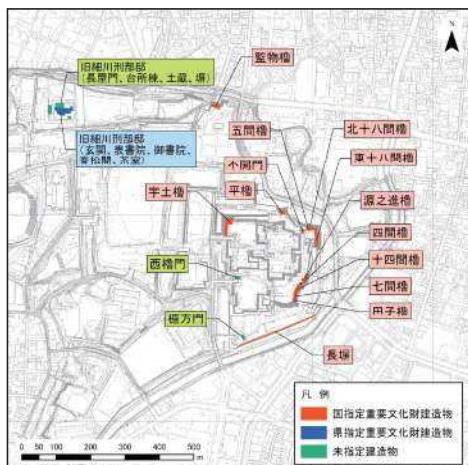


第2章では、保存活用計画の「緑の保存管理の基本方針③」に示されるように、熊本城のみどりの本質的価値を明らかにし管理に活かすため、江戸時代を中心にみどりに関する調査・研究の内容を中心まとめました。

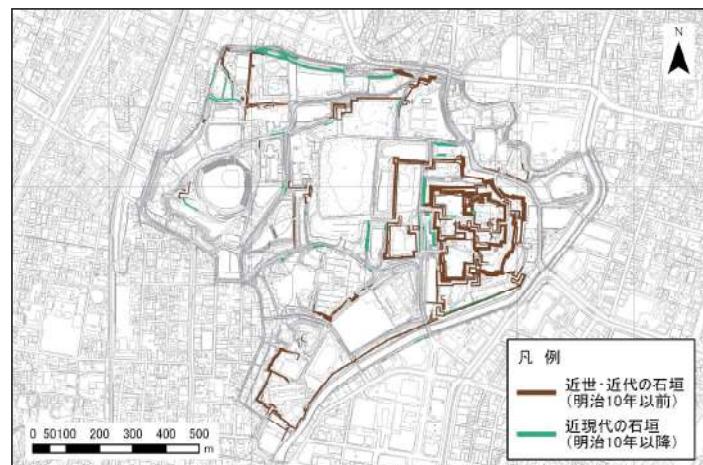
位置、歴史と価値

昭和8年(1933年)に旧状を残す石垣や堀が史跡に、西南戦争等の災禍を免れて残った建造物が国宝に指定(昭和25年に史跡・重要文化財指定、その後昭和30年に特別史跡指定)され、その高い文化財的価値・歴史的価値が示されました。

昭和25年(1950年)以降に熊本市による公園整備が進められるとともに、大小天守等の再建や復元、保存修理等が行われ、現在では熊本市・熊本県のシンボルとして広く市民・県民に親しまれています。



<重要文化財建造物 位置図>



<石垣 配置図>

近世(江戸時代)における城内の植栽

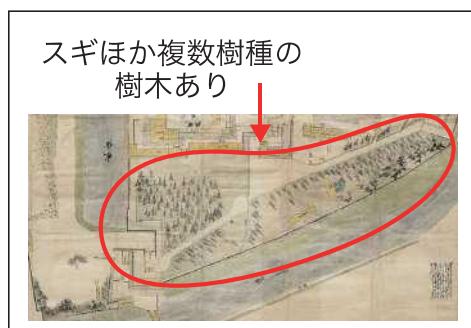
近世の植物景観を絵図資料をもとに整理した結果、細かな樹種の特定はできませんでしたが、城域全体でスギ・マツ・クスノキ等の樹木が確認できました。

飯田丸や竹の丸にはクスノキの古樹が現在も残っており、明和6年(1769年)頃の「御城内御絵図」には飯田丸のクスノキや天守前のイチョウも描かれています。

慶応3年(1867年)には花畠屋敷から城内へ「覆道」と呼ばれる通路を建設するため、竹の丸のスギを材木として使用した記録が残っています。



<御城内御絵図(本丸上段)>



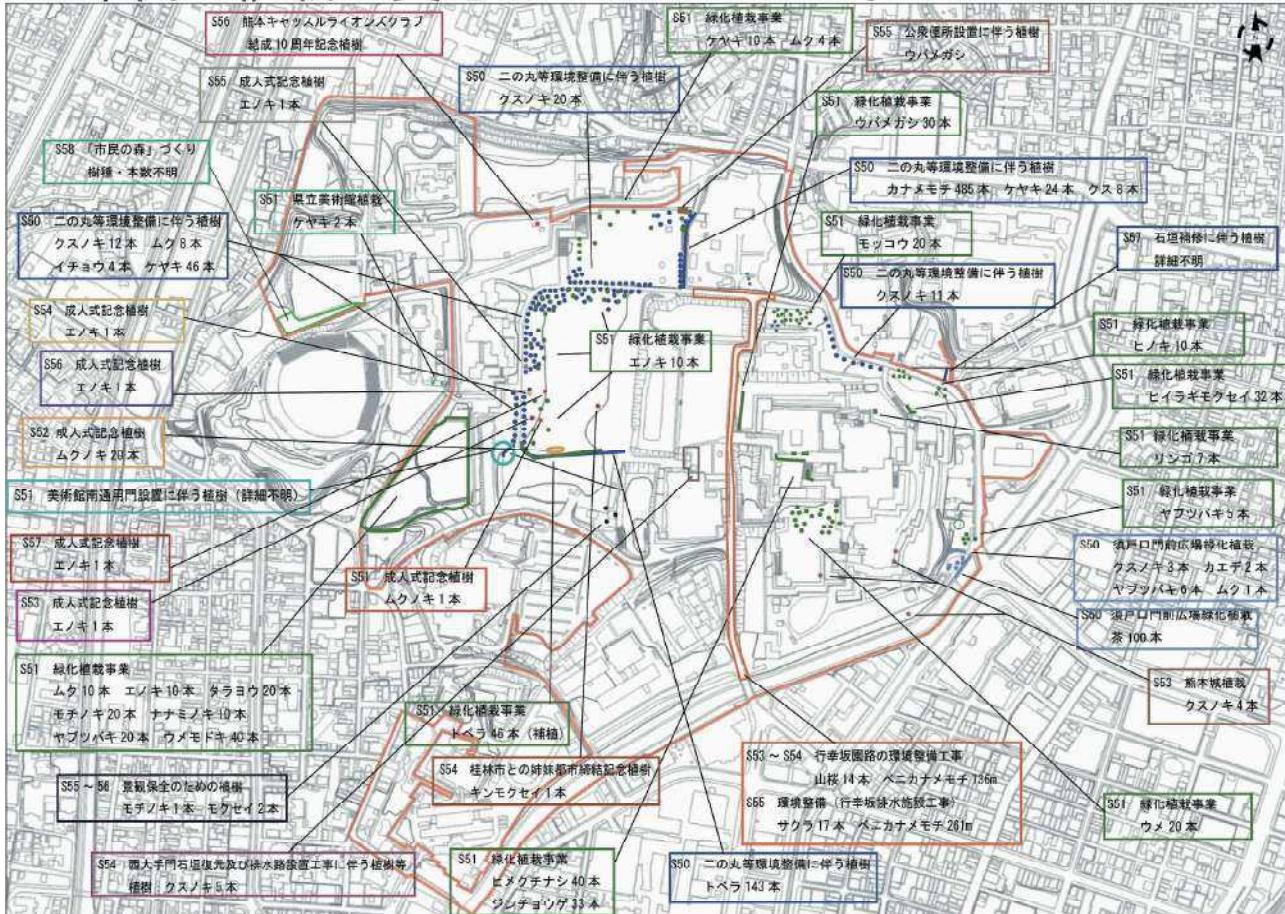
<御城内御絵図 (竹の丸)>



<竹の丸のスギ林>

近代・現代における城内の植栽

戦後の植樹の履歴については、文化財保護法第125条に基づいた現状変更許可申請書や「特別史跡熊本城跡総括報告書整備事業編」等をもとに昭和20年代～平成20年代の変遷をまとめました。結果として、昭和40～50年代には公園整備に伴う植樹が多数行われていたことが分かります。



<昭和50年代 植樹事例一覧>

災害時の倒木等による毀損事例

文化財保護法に基づいた毀損届や現状変更等許可申請書等からは、災害によって被害を受けた樹木が遺構に影響を及ぼした事例を知ることができます。

多数の事例の中から、以下に遺構への影響が分かりやすい事例の一部を紹介します。



<倒木による法面崩落>

平成3年の台風17号によって未申櫓周辺の樹木が倒れ、法面が崩落しました。



<倒木による東十八間櫓石垣天端石の変状>

平成3年(1991年)の台風19号による倒木が、石垣の天端石を変状させました。



希少動植物の存在

熊本城内は希少種をはじめ、多様な動植物の生息・生育の場となっています。この貴重な環境は、文化財と合わせて保護していくべき重要なものと言えます。

熊本城内に生育・生息する希少動植物



<イヌノフグリ>



<マツバラン>



<ヒメウラジロ>

<熊本城内に生息・生育する希少種一覧>

「レッドデータブックくまもと 2019」のカテゴリー区分	動物	植物
絶滅危惧 IA類 ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの		ツクシスミレ
絶滅危惧 IB類 絶滅危惧 IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	オヒキコウモリ	イヌノフグリ
絶滅危惧 II類 絶滅の危険が増大している種	キュウシュウフクロウ アオバズク	マツバラン コイヌガラシ
準絶滅危惧 存続基盤が脆弱な種		ミゾコウジュ
要注目種 現在必ずしも絶滅危惧のカテゴリーに属しないが、存続基盤が今後変化及び減少することにより、容易に絶滅危惧に移行し得る可能性の高い種		ヒメウラジロ



第4章では、熊本城内における樹木（高木・中木・低木）やこれらによって構成される庭園木、草地、花壇といった各種の”みどり”に関する現状と課題を整理し、それを受けた14の管理方針を示します。※令和2、3年度に実施した樹木医による樹木点検・健全度判定の結果等を踏まえ、みどりの管理方針をまとめました。

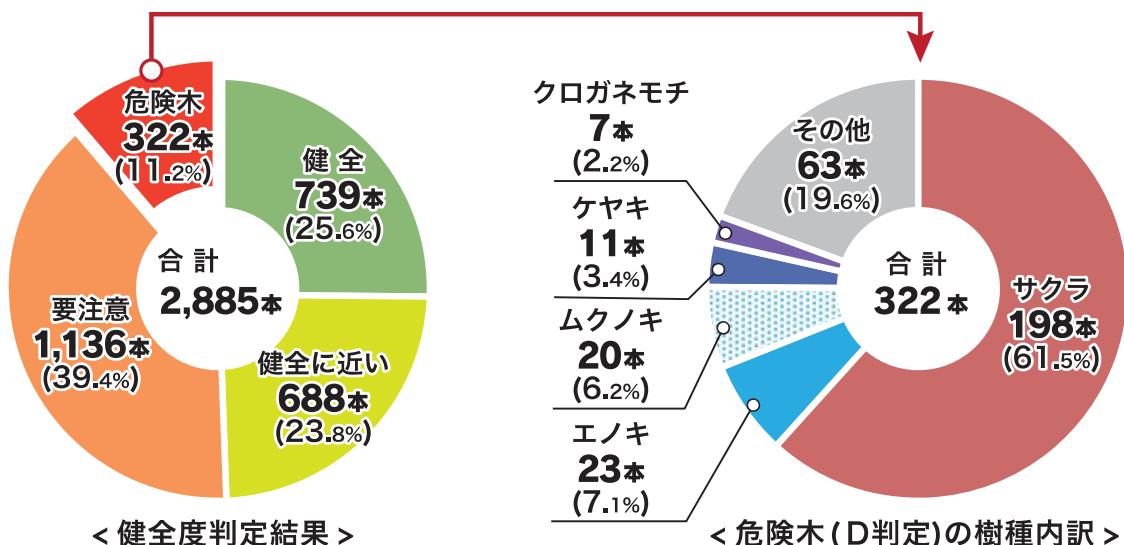
管理方針

01 来城者の安全確保（危険木への対応）



2頁の保存管理の
基本方針②
記載項目

樹木医による健全度判定を行ったところ、高木の約1割にあたる322本の危険木が存在することが判明しました。これら危険木は、倒木や枝折れにより、来城者への被害が想定され、最悪の場合、人命を落とすことにもなりかねません。また、遺構に影響を及ぼす危険性も想定されるため、早急な撤去等の措置が必要になります。

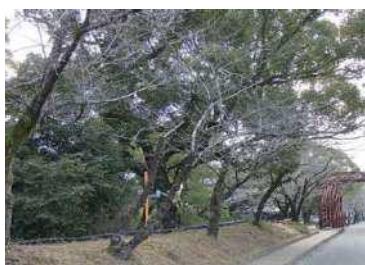


対応方針

来城者の安全確保のため危険木撤去を行うとともに、樹木点検を継続的に実施する。

- ① 令和2年度の樹木点検で把握された危険木（322本）は原則撤去を行う。ただし、危険木のうち幕末以前から残る樹木（古樹・大樹）6本については、安全確保の手法（支柱や立入り禁止措置）を検討する。
- ② 樹木点検は今後も継続実施し、危険木や枯れ枝・腐朽枝・かかり枝等の把握に努め、新たに把握された異常に対し、安全確保のために適切な対応（樹木撤去や枝の除去）を行う。

※危険木の位置については、P9の図を参照下さい。



〈行幸坂の被圧を受けて
変形した樹木〉



〈幹が空洞化し
衰退した樹木〉



〈腐朽菌のキノコが
着生する樹木〉

管理方針

02

遺構(重要文化財建造物・石垣等)の
保護(遺構影響木への対応)

城内樹木は、その植生位置によっては、倒木や枝の落下により重要文化財建造物等や石垣等に毀損を生じさせる危険性があり、また、根の成長により石垣や地下遺構に変形や毀損を生じさせる危険性もあります。

このように重要文化財建造物や石垣等に近接している場合など、遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木を「遺構影響木」と定義。樹木点検の結果、遺構影響木が295本存在することが確認されました。(危険木撤去後の本数)

石垣等に影響を与えていたる樹木

根が石垣を圧迫・変形させており、今後も樹木の成長により石垣の変形や崩落などの被害が進行します。



〈石垣の面上に生育し、
石垣を変形させる樹木〉 〈石垣上部に生育し、
石垣を押し出すなど
石垣を変形させる樹木〉 〈石垣底部に生育し、
石垣を押し上げるなど
石垣を変形させる樹木〉

重要文化財建造物等に影響を与えていたる樹木

建造物の上部に枝葉が伸びており、落ち枝が発生した場合や倒伏した場合に被害が生じる恐れがあります。



〈長堀に大枝がかかっている樹木〉 〈南東櫓群に近接して生育する樹木〉

- 石垣等に影響する樹木 264本
- 重要文化財建造物等に影響する樹木 31本

計 295本 ➤ 早急に対応が必要な
169本を撤去予定

対応方針

遺構保護のため、遺構影響木の剪定・樹木撤去を行うとともに、樹木点検を継続的に実施する。

- ① 危険木撤去の対応が完了した後に遺構影響木の撤去を実施する。
- ② 危険木を撤去した後の遺構影響木は295本あるが、それら全ての樹木撤去を行うと景観が大きく変化することから、遺構の種類により優先順位をつけ撤去を実施する。
- ③ “石垣に影響する遺構影響木”については、早急な対応が必要である169本に絞り、年間30本程度ずつ5年かけて撤去を実施する。
- ④ 重要文化財建造物等に影響する遺構影響木(31本)は、危険木撤去を行った後、樹木の上部の管理(枯れ枝、腐朽枝、かかり枝、建造物上部に覆いかぶさる枝の除去作業)により被害を防ぐ。
- ⑤ ③、④の作業完了後も、定期的な樹木点検を実施し、把握された危険木や支障枝に対し適時に対応することで遺構への被害を防ぐ。
- ⑥ 樹木撤去は地盤面より上で実施し、残った切株からは「ひこばえ」が成長しないよう適宜除去する。
- ⑦ 石垣面に生える樹木は幼木のうちに撤去すべく、定期的な除去作業を実施する。

※遺構影響木の位置については、P9の図を参照下さい。

保存活用計画に記載の“視点場”や危険木・遺構影響木の“樹木撤去が多い場所”を中心に景観シミュレーションを実施。

- 「現在」と「危険木・遺構影響木の撤去後」の比較を行い、これらの樹木撤去による景観変化を確認しました。



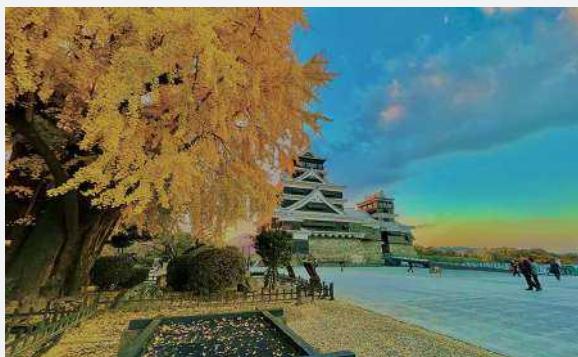
＜撤去前後の景観比較（城彩苑南側）＞

- 景観シミュレーションの結果として、景観の変化が大きいところもありますが、全体として見るとある程度の緑が残り、景観の変化は許容範囲に収まっていると思われます。ただし、適切な樹木の量は人により感覚が大きく異なることから、今後も慎重な検討が必要です。

対応方針

今後、危険木・遺構影響木の撤去完了後、適切なみどりの量について十分に検証した上で、景観に配慮した管理作業を実施する。

- ① 保存活用計画に定められた視点場からの景観を重視し、熊本城とみどりの調和が図られるよう促していく。
- ② 危険木・遺構影響木の樹木撤去が完了した後に、適切なみどりの量について十分に検証を行った上で、必要に応じて景観に配慮した剪定等の作業を行っていく。
- ③ 外来性樹木の撤去の必要性や季節毎の風景についても、将来の景観の検証の際に併せて検討していく。



管理区域内の樹木位置図（危険木、遺構影響木、古樹、大樹）



(令和2年度 樹木点検結果を元に作成)

管理方針

04 樹木点検の実施

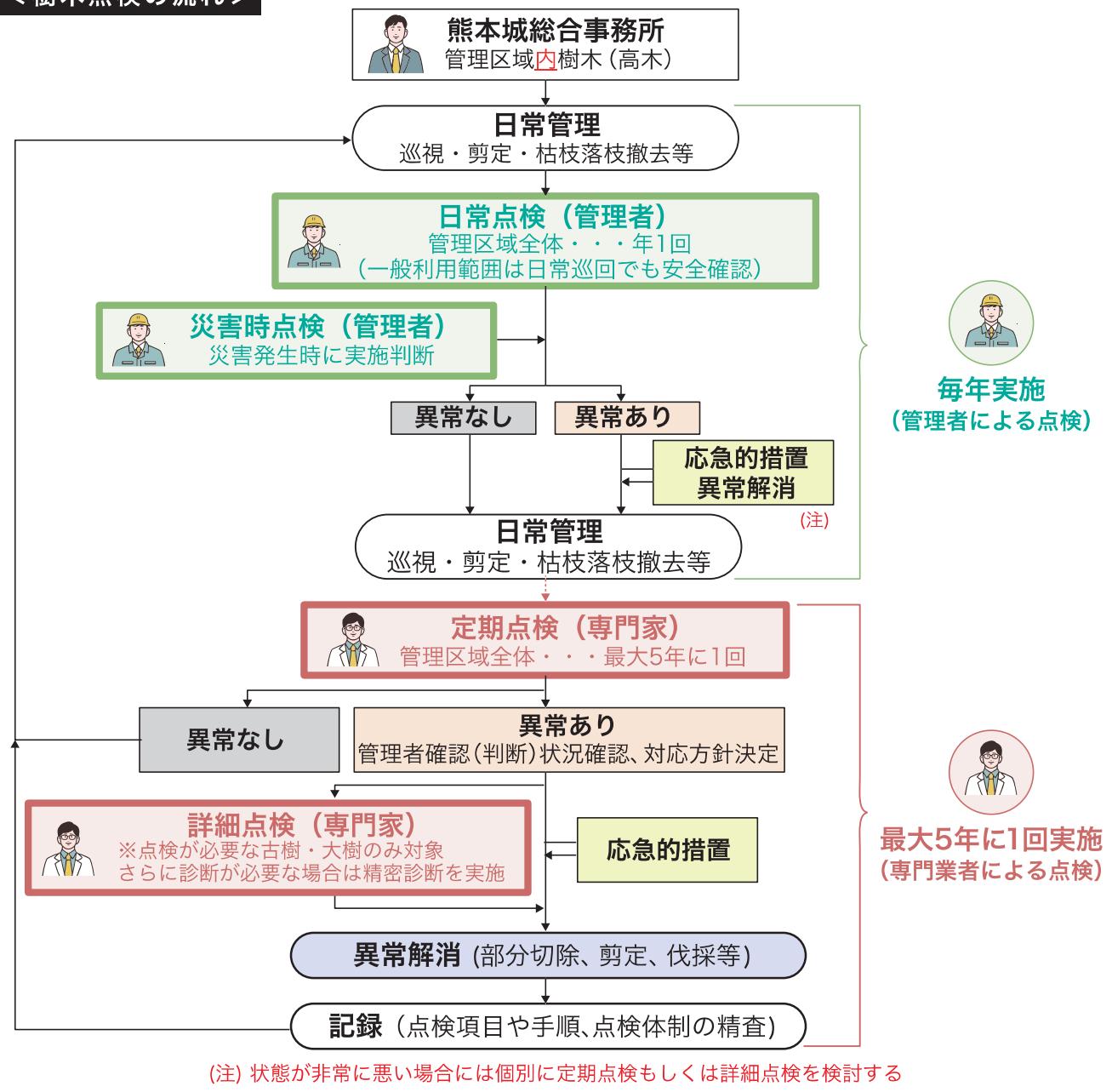
樹木は年々成長や衰弱する生き物であることから、定期的にその状況を把握していくことが大切です。そのため、熊本城の特徴に合わせ令和2年度に作成した「熊本城樹木点検のてびき」を基に、今後も樹木点検を専門家も入れて継続的に実施していくことが必要です。

対応方針

樹木点検の手法をまとめた「熊本城樹木点検のてびき」を基に、定期的・継続的に点検を実施していく。また、点検により現状の把握を行い、安全確保や遺構保護、景観の維持に努める。

- ① 樹木点検は「熊本城樹木点検のてびき」に基づき定期的・継続的に実施し、適切に危険木や遺構影響木、景観への影響を把握していく。
- ② 実施については点検の種類(日常点検・定期点検・詳細点検)に応じ、管理者や専門家(樹木医)で行う。点検により把握できた樹木の異常に対しては、剪定や撤去といった対応を適時行うこととする。

<樹木点検の流れ>

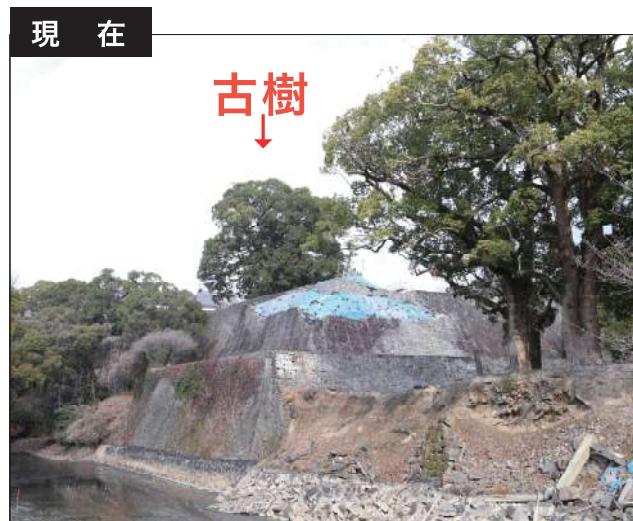


城内には幕末以前から生育してきたと思われる樹木が存在しており、中には、明治初期の古写真で存在が確認できるもの（古樹）もあります。一方で、古写真は残っていないが幹周が大きいものや絵図の記録があるなど、幕末以前から存在する可能性が高い樹木（大樹）も存在し、これらの樹木は熊本城の重要な要素となっています。

このような樹木は後世に生きた姿で歴史を伝えることができるから維持管理には十分注意し、保存していく必要があります。



明治8年頃撮影（長崎大学附属図書館）



令和3年撮影

＜飯田丸の古樹（クスノキ）＞

対応方針

幕末以前から存在するとと思われる樹木を古樹・大樹として認定し、永くそれら樹木が存続していくよう適正な管理を行い、生育環境の保全に努める。

- 以下を古樹・大樹の認定基準とし、それに該当する古樹13本、大樹18本を現時点での認定樹木とする。

＜認定基準＞

古樹：古写真（明治初期）があり幕末以前から存在すると判断できる樹木
大樹：古写真は確認できないが、絵図や幹周の数値から幕末以前から残っている可能性が高い樹木

“大樹”的幹周条件：クスノキ 5.0m以上、その他の樹木 4.0m以上
(地盤面より高さ1.3mの位置の幹周)

- 幕末以前から残る樹木（古樹・大樹）を市民に広く知ってもらうため、銘板の設置や云われなどの情報を整理し公開する。
- 適正な管理と生育環境の保全のために、定期的な樹木医による点検・診断を行う。また、必要に応じて樹勢回復の措置を行い、保護育成に努める。
- 危険木（D判定）の古樹・大樹については、来城者の安全確保、文化財の保護対策も併せて実施する。（立ち入り禁止措置、剪定等の実施）
- 樹木は生き物であり、最終的には枯死するものである。そのため、保護育成の措置を実施しても樹勢回復が見込めず来城者や遺構に影響が及ぶ場合には、樹木医の判断と現状変更等の許可を得たうえで最終的に撤去を行う場合もあるものとする。

※古樹・大樹の位置については、P9の図を参照下さい。

管理方針

06 サクラの保護育成



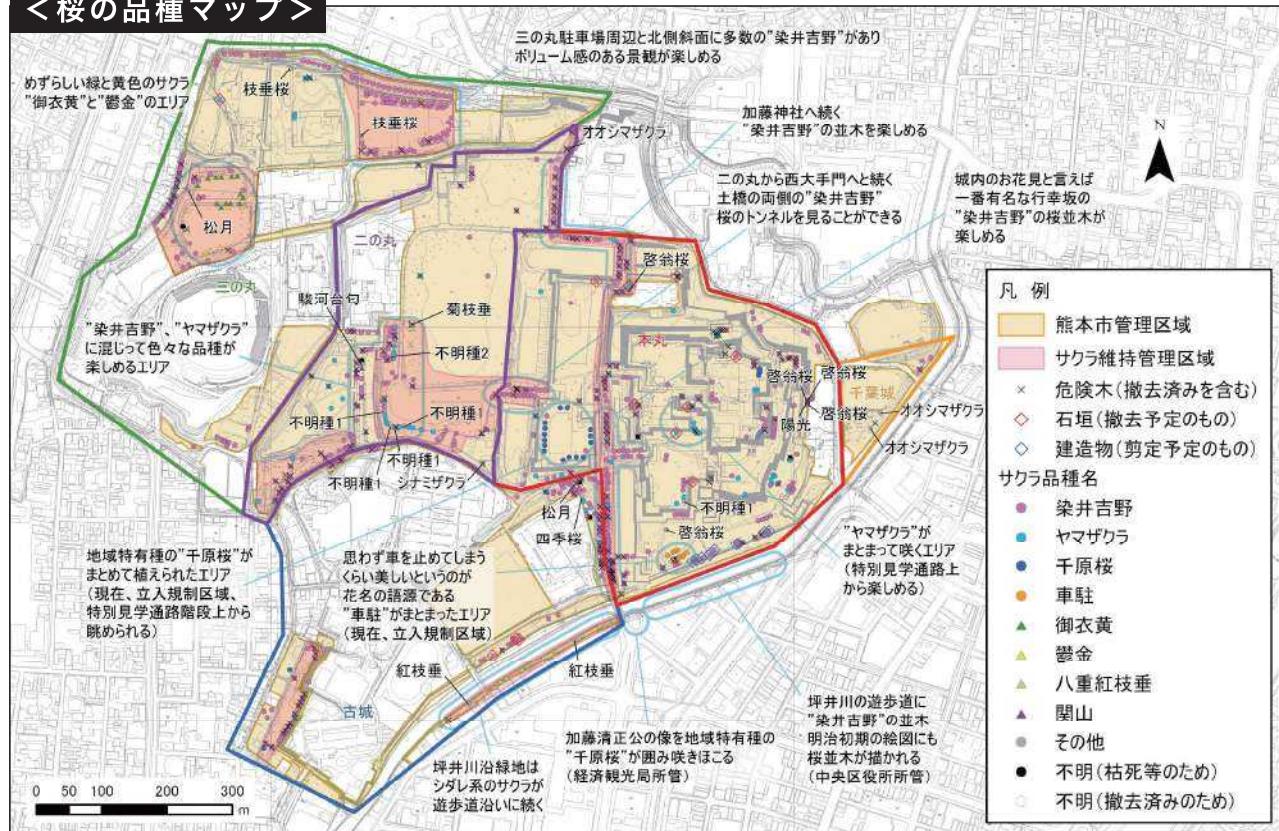
城内の樹種で一番多いのはサクラであり、750本（城内樹木の25%）存在していますが、危険木と判定されたものや衰弱が進行しているものが多いのが現状です。

対応方針

現状では様々な理由から衰弱が進んでいるサクラについて、危険木や遺構影響木のサクラについては撤去を行う必要がある。しかし、サクラの名所としても定着していることから、今後は、遺構保護に十分に配慮する中で、補植を行うことや残ったサクラを健全に育てるための保護育成に努める。

- ① “サクラ維持管理区域”を設定し、この区域を中心にサクラの保護育成に取り組む。
- ② 危険木や遺構影響木にあたるサクラは撤去が必要となるため、これらの補植を検討する。
今後補植する際には、ヤマザクラ系を基本としつつ、エリアごとの特色や周辺のサクラの配置も踏まえて品種を選択することも可能とし、景観の継続保持に努める。

<桜の品種マップ>



管理方針

07 樹木の維持管理手法 (健全な樹木管理のために)

城内の樹木を管理するに当たっては樹木に関する知識が必要となるが、職員も数年ごとに異動があり、長く携わり知識を深めることができ難い面もあります。そのため、本計画により将来にわたる事業内容や方針を定め、それに沿った継続的な樹木管理を実施することが大切になります。

対応方針

適切な剪定等維持管理を行うことで、健全な樹木を育てるとともに、美しい熊本城の景観を作っていく。

管理方針

08 日本庭園の管理（旧細川刑部邸庭園、清爽園）

城内には日本庭園として整備された2つの庭園があります。

旧細川刑部邸庭園



<旧細川刑部邸庭園>

県指定重要文化財建造物である旧細川刑部邸の建造物周辺は、日本庭園として整備されており、特に外庭は江戸期に当地にあった「二丸御屋形」の庭園をイメージして整備がなされています。

ゴヨウマツやモミジといった日本庭園に利用される樹木が多数植栽されており、落ち着いた趣を作っています。

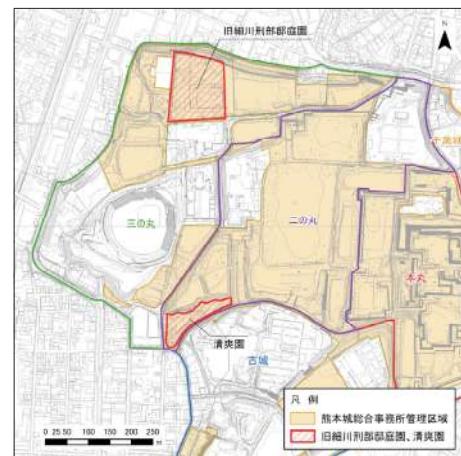
(現在は、熊本地震により建造物が被災したため敷地全体が閉鎖中です。)

清爽園



<清爽園>

高低差のある敷地内に上の池から小川をつたって下の池に水が流れ込むよう作庭され、庭石や石橋が据えられています。また、湧水が流れ込んでおり、熊本市が指定する「熊本水遺産」の一つに指定されています。



<旧細川刑部邸庭園、清爽園 位置図>

管理方針

09 梅園の管理

城内には3か所（飯田丸、宮内、旧細川刑部邸庭園内）の梅園があります。熊本城では、ウメはサクラに次いで人気の高い花であり、開花時期になるとウメの花を目当てに来城される方多くいます。

対応方針

現状では、様々な理由から衰弱が進んでいるウメについて、熊本城の見どころの一つでもあることから、今後も長く花を楽しめるよう積極的な保護育成に努める。

- ① 管理上の注意点を整理し、管理スケジュールに沿った維持管理を行うことで、ウメの保護育成に取り組む。
- ② 危険木は過密になっているため撤去する。補植は難しいことから、残った樹木を大きく健全に育てていくことを目指す。



<城内の梅園 位置図>

管理方針

10 肥後名花園(肥後六花)について

肥後名花園は、肥後六花を縁の深い熊本城内に集め、保存及び観光客の鑑賞に供するため設けられた施設であり、県民・市民の強い要望を受け、熊本県と熊本市の共同事業として昭和47年から2年かけて竹の丸に造成されました。現在、肥後六花の全ての種類を育成しているのは熊本城肥後名花園のみです。また、現在は被災のため立入り制限区域となっており公開されていませんが、肥後六花の育成は継続して実施しています。



<肥後花菖蒲の展示の様子>



<肥後朝顔の展示の様子>



<作業風景>

対応方針

熊本の伝統文化である肥後六花を将来の世代に引き継いでいくため、適切に維持管理し保存していく。

- ① 現在、立入り制限区域となっていることから公開エリアやその他の施設での展示を積極的に行っていく。
- ② 個人の栽培家では高齢化が進み、若い世代への継承が難しくなっている。
そのため、より一層、関連部署、各花の保存団体との連携を深めつつ、熊本城総合事務所でも品種の保存やノウハウの継承に努め、肥後六花の伝統文化を将来の世代に引き継いでいく。

管理方針

11 中低木・草地管理

城内中低木は約2,900本、草地や林間など除草が必要な場所は約35.9haあります。これらは現在、熊本城総合事務所の職員がそのほとんどを管理しており、部分的に民間に委託し作業を行っています。

<城彩苑北側の
アジサイの園路>

<坪井川沿いのツツジ群植>

<大小天守と宇土櫓が望める
二の丸の芝生広場>

対応方針

中低木・草地・芝地は頻度の高い管理を継続して実施し、常に美しい熊本城の景観づくりに努めていく。

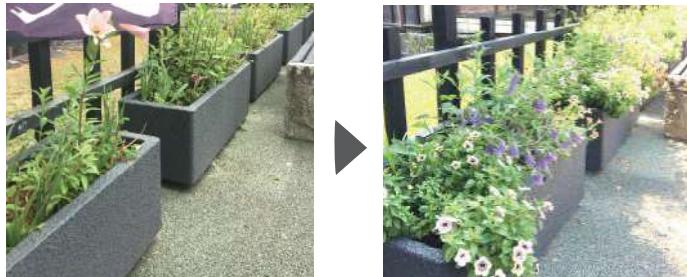
管理方針

12 花壇管理

城内の花壇は、来城者や城周辺の人の往来が多い場所において、華やかな雰囲気や季節感の演出を行なう目的で設置していますが、現在は洋風の花苗を植栽しており、熊本城の和の雰囲気とは馴染まないところもあります。花苗は一年草が中心であり、年3回の植替えを行なっています。

対応方針

今後、花壇やフラワーポットは宿根草^{*}を使用するなど管理費用を抑えつつも、季節感と和の雰囲気を演出し、来城の方々におもてなしの気持ちが伝わる工夫を行っていく。



＜城内で試行する宿根草花壇の例＞
(季節により咲き変わっていく)

*宿根草とは、春から秋まで成長して花を咲かせ、冬になると地上部は枯れて地中内で根が休眠し、翌春になると再び芽吹き成長していくサイクルを持つ植物です。

水やりや雑草抜きなどの管理手間は必要ですが、一旦植え付けを行った後は、植え替えは不要であり、植物自らの力で成長していきます。



管理方針

13 希少動植物への配慮

第3章で紹介した熊本城内にいる希少動植物については、生息・生育数が少ないこと、生息・生育場所が城内でも限られていることから、局所的な環境の変化で消滅・消失することも考えられます。

対応方針

熊本城内に生息・生育する希少動植物に配慮した工事・維持管理を行っていく。

管理方針

14 発生材の活用

現在、熊本城の樹木を撤去した際には、木材を木チップやたい肥に加工する処分場に持ち込んだりしています。しかし、今後多数の樹木撤去により発生材が出るため、有効活用の方法・手法を検討する必要があります。

対応方針

今後撤去する樹木については、SDGsの観点や生きてきた樹木を大切に扱う環境教育の一環から、発生材の有効活用を進めていく。



ベンチの座板



防虫効果を利用した虫よけ
<熊本城の樹木を活用した事例>



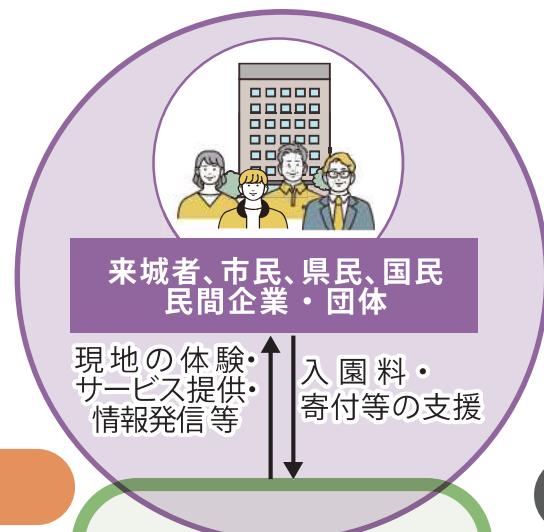
しおり



本計画の管理方針に沿ってみどりの保存・管理を実施する体制をまとめると下図となり、様々な組織・団体と協力しながらみどりの保存管理を進めていきます。

<みどりの保存管理の体制>

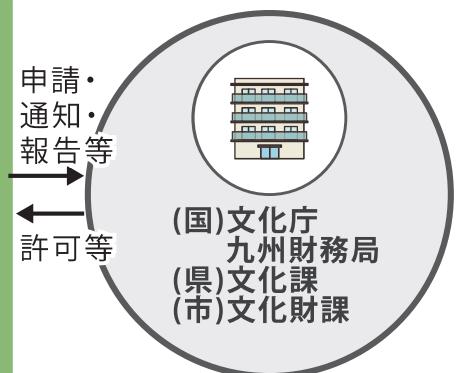
熊本城における体験と応援



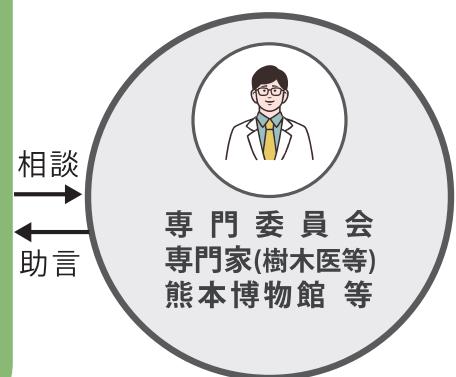
市民協働



事業実施の際の手続き



専門家との協力





本計画の事業スケジュールについては、短期・中期・長期と計画期間を区分し、概ね5年おきに実施状況を把握、評価し、必要に応じて見直しを行うことで進捗管理に努めていきます。

<事業実施スケジュール>

													令和5年度～ 令和10年度			令和11年度～ 令和13年度頃			
事業名	計画策定期間			短期計画期間						検証中期計画期間			検証長期						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13～	以降続く	以降続く	以降続く				
計画の策定	計画策定						計画に基づく管理												
計画に基づく 保存管理	樹木点検 (日常・定期点検)	定期点検	日常点検	日常点検	日常点検	日常点検	定期点検	日常点検	日常点検	日常点検	定期点検	日常点検	樹木医職員	職員	樹木医職員	職員	樹木医職員	職員	
	危険木撤去	R2年度点検を受けて実施 (約300本)						必要に応じて実施											
	遺構影響木撤去							約30本/年×5年						必要に応じて実施					
	景観への対応							景観の現状把握											
	古樹・大樹の 保護育成							銘板設置											
	桜・梅の保護育成							保護育成											
	木材活用							活用に関する検討						活用の継続的実施					
	その他のみどり 保存管理業務																		



◆「熊本城みどり保存管理計画」web サイト 計画書本編及び概要版はこちらに掲載しています。



◆「熊本城みどり保存管理計画」についてのお問い合わせ先

熊本市 文化市民局 熊本城総合事務所

TEL : 096-328-2858 FAX : 096-356-5655